登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三六、四一五号の一 平成二十五年九月十八日	ＳＴＲＯＮＧ　ＨＯＬＤ	平成十六年三月四日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成十六年三月四日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
陳成寅　大韓民国　チャンナム　セオサン　シティ　ガルサンドン　八七一―二

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三六、四六〇号の一 平成二十五年十月十五日	「日本を元気に！！」地元活性化改革プロジェクト	平成二十五年八月六日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年八月六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
桃井智之　愛知県愛知郡東郷町北山台二丁目四番地一一

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三六、四七三号の一 平成二十五年十月十五日	高井メソッドによる測定の不確かさの簡易推定方法	平成二十五年八月一日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年八月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
髙井哲哉　愛知県安城市百石町二―二一―一五　セステット一〇一

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三六、四七八号の二 平成二十五年十月二十三日	ロイヤルホーク	平成十九年五月十二日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成十九年五月十二日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
三島晋彦　東京都足立区谷在家三―二一―一五　センチュリ西新井Ⅰ―二〇八

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
登録年月日			
第三六、五三一号の一 平成二十五年十月三十日	ワクワクの海	平成二十四年十二月一日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十四年十二月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
中村和弘　山口県周南市大字徳山七五一〇番地の二七

○農林水産省告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市栃窪字鷹ノ巣ガキ山馬屋大樽小樽一七六八の一・一七六八の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須烏山市興野字平軍里二三〇五の九・二三〇五の一〇・二三〇五の一一・二三〇五の一四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第一号

二　登録認定機関の名称及び住所
有限会社リーファース　東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

三　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

○国土交通省告示第三百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　北海道上磯郡木古内町字亀川、字二乃岱、字橋呉、字幸連、字札苅及び字大平地内

2　使用の部分　北海道上磯郡木古内町字亀川、字二乃岱、字橋呉、字幸連及び字札苅地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北斗市茂辺地地内の北斗茂辺地インターチェンジから同道上磯郡木古内町字大平地内の木古内インターチェンジ（仮称）までの延長16.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。